

相続の花道



第63回

大規模災害対策は
二人目の税理士の確保？

いつでも発生するかわかりませんから

こんにちは、税理士の高原誠たかはらまことです。

令和6年1月1日の夕方に突如発生した能登半島地震。被災された皆様、ご家族・関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

今回は災害時における税制面での主要項目の解説と、対岸の火事ではないその対策を取り上げます。

所得税・復興特別所得税関係

全7つの税制上の措置が設けられました。図Aをご覧ください。

石川県・富山県に納税地を有する

方は、特別な手続き不要で令和6年1月1日以降に到来するすべての国税の申告・納付等の期限が延長されています。上記以外の地域に納税地を有する方についても、申請書を税務署に提出することで、災害が止んでから2か月以内の範囲で申告・納付等の期限が延長されます。所得税等の軽減または免除については2パターンに分けられます(図B参照)。

住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において、①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減税法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税等の軽減または免除を受けられる場合があります。なお、直接的な被害を受けた方については、令和5年分または令和6年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

さらに所轄税務署から予定納税額を通知された方で、住宅や家財などに損害を受け、令和6年6月30日時点の所得税額と税額の見積額が、予定納税額の通知書に記載された基準額に満たないときは、申請書を提出することで予定中間納税額の減額を

図A 所得税・復興特別所得税関係 (全7つ)

1	申告・納付等の期限延長	納付困難者は期限延長
2	所得税等の軽減又は免除	住宅・家財損失の場合
3	源泉所得税等の徴収猶予・還付	上記2の該当者が対象
4	住宅借入金等特別控除の特例	居住不可の家屋でも○
5	財産形成住宅(年金)貯蓄の利子等の非課税	払出時の利子が非課税
6	予定納税額の減額	中間納税額を減額
7	納税の猶予	納付額を猶予

図B 所得税等の軽減又は免除 (2つのパターン)

	所得税法(雑損控除)	災害減税法
対象資産の範囲等	生活に通常必要な資産	住宅や家財の損失額がその価額の1/2以上
控除額の計算又は所得税等の軽減額	いずれか多い金額を所得から控除 ①損失額 - 所得金額 × 1/10 ②損失額のうち 災害関連支出 -5万円	以下の所得金額の区分で所得税額を軽減 ①500万以下→全額 ②750万以下→1/2 ③1,000万以下→1/4
その他参考事項	控除しきれない金額は翌年以降5年間繰越可	減免を受けた翌年分以降は減免不可

図C 相続税・贈与税関係 (全4つ)

1	令和5年12月31日以前取得	土地等・株式等	災害発生直後の価額等による評価
2	令和6年1月1日以降取得	不動産・株式等	
3	申告期限延長(相続税)	一定期間内に発生した相続や贈与について令和6年11月1日まで期限延長	
4	申告期限延長(贈与税)		

相続税・贈与税関係

申請することができます。

4つの災害減免措置(租税特別措置法)を図Cにまとめました。制度の対象となるのは、「特定非常災害」と認定された災害です。直近では能登半島地震、令和2年7月豪雨・令和元年台風19号・平成30年7月豪雨・平成28年熊本地震・平成23年東日本大震災が認定されています。各災害

の具体的な指定地域は図Dをご覧ください。

所定の減額とは、「特定非常災害発生日『前』に相続または遺贈で取得した特定土地等で特定非常災害発生日において所有していたもの」または「特定非常災害発生日『後』、同年12月31日までに相続または遺贈で取得した特定土地等」について、相続税や贈与税の計算上、特定非常災害発生後の価額によって評価する

図D 特定非常災害とその指定地域（一部）

発生日月	災害名	指定地域	
		都道府県	市区町村
令和6年 1月	能登半島 地震	石川県	全域
		富山県	全域
		新潟県	全域
令和2年 7月	豪雨	岐阜県	下呂市
		島根県	江津市
		福岡県	大牟田市
		熊本県	全域
		大分県	九重町、日田市、由布市、玖珠町
		鹿児島県	鹿屋市、垂水市
令和元年 10月	台風 第19号	岩手県	宮古市、釜石市、山田町、久慈市
		宮城県	全域
		福島県	全域
		茨城県	全域
		栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、 鹿沼市、小山市、那須烏山市、茂木町
		群馬県	富岡市、嬬恋村
		埼玉県	全域
		千葉県	全域
		東京都	大田区、世田谷区、八王子市、 あきる野市、日の出町、檜原村
		神奈川県	川崎市、相模原市
		新潟県	阿賀町
		山梨県	上野原市
		長野県	全域
静岡県	伊豆市、伊豆の国市、函南町		

ことができるというものです。災害発生日以後に取得した特定土地等については、物理的な損失（地割れ等土地そのものの形状が変わったことによる損失）が起きている場合には、発生後の価額から現状回復費用相当額を控除することもできます。特定非常災害発生直後の価額とは、災害の範囲・被害の程度などによって国税局から公表される調整率を乗じて計算します。なお株式会社等（上場株式

**リミットは申告期限から5年
更正の請求の必要性**

このような記事をじっくり読んで

等一定の株式を除く）についても同様の制度が設けられています。もう一つの特例は申告期限の延長です。具体的には図Eをご覧ください。このほか、災害減免法による救済措置が設けられています（図F参照）。

図E 災害による申告期限の延長

種類	納税者側手続き	内容
地域指定による延長	不要	国税庁長官が地域および期日を指定して申告・納付期限を延長
対象者指定による延長	不要	国税庁長官が対象者の範囲および期日を指定して申告・納付期限を延長 例：国税庁の運用システムの不具合等
個別指定による延長	必要	納税地の所轄税務署に個別に申請することにより、災害等の理由がやんだ日から2か月以内に限り申告・納付期限が延長される

いただけるのはこの冊子をご自宅や会社は無事届き手にされている方々かと思えます。実際に災害に遭われ、今すぐに助けが必要な方々は日々暮らして精一杯な状況かと思えますので、書いていて非常にジレンマを感じております。私どもにできることは、前述した税制上の措置について正しくサポートすることです。図Dの対象エリアにお住まいの方で相続税・贈与税を

図F 災害減免法による救済措置

状況	軽減内容	算式
申告期限前に被災	財産評価額減	相続財産等の価額 - 被害部分の価額 = 計上額
申告期限後に被災	税額減	$\text{納付相続税 または 納付贈与税} \times \frac{\text{被害部分の価額}}{\text{課税価額の計算の基礎となった財産の価額}} = \text{免除}$

適用条件 ※①または②のいずれかに該当
 ①相続税等の課税価格の計算の基礎となった財産の価額*のうち、被害額が10分の1以上
 ②相続税等の課税価格の計算の基礎となった動産等の価額のうち、当該動産等について被害額が10分の1以上
 *相続税については債務控除後の価額

●特定非常災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であり、被害者の行政上の権利利益の保全等を図るために政令指定される災害です。根拠となる「特定非常災害特別措置法」は平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけに成立しました。

POINT!

●特定非常災害の指定は、死者・行方不明者・負傷者・避難者等の多数発生、住宅の倒壊等の多数発生、交通やライフラインの広範囲にわたる途絶、地域全体の日常業務や業務環境の破壊などを総合的に勘案して判断します。



申告された方は、所定の減額がなされているかどうか無料で査定いたしますので是非ご相談ください。また能登半島地震で被害に遭われこれから申告される方も、国税庁が定める所定の減額の他、不動産鑑定の観点からも見直しをいたします。

評価額の減額により相続税・贈与税の還付が見込まれる場合には、申告期限から5年以内に更正の請求を行うことができます。更正の請求は任意であり、申請しなければ事実上還付金は受け取れないことがほとんどですのでご注意ください。

サポートする税理士も被災者である可能性が

受ける被害の大きさによっては税理士のサポート・アドバイスを受けたいという希望も発生すると思いますが、今回ご紹介したような未曾有の災害の発生下では普段相談している地元の税理士も被災し、お客様のサポートどころではない、という状況も十分に想定されます。

このような場合に備えて、普段確定申告を依頼する税理士の他に、いざというときに相談できる専門家と

関係を構築しておくことも重要かもしれません。不動産投資の考え方も同様、一つのエリアに集中投下する点にはリスクがありますので、二人目の相談相手は遠方に置いておく心安心です。二人の専門家が連携体制をとれていればなお心強いでしょう。

税理士に期待することは？ 二人の税理士を経営の両輪に

複数の顧問税理士をもつことを、税理士の世界では「2階建て」と呼びます。前述の災害リスク回避とも通じるところがありますが、これらの時代は、事業（所有資産）を発展させるため、複数の税理士を前向きに活用することが重要だと思えます。毎年の確定申告を担当する税理士1名、これにプラスして、相続対策の指導や所有不動産のコンサルティングを担当する専門税理士と契約を結ぶのです。

「税理士を何人も顧問にもって大丈夫ですか？」という質問が聞こえてきそうですが、一人が複数の税理士と契約することはまったく問題ありません。一つの税目を複数の税理

士に依頼することもできますし、税目ごとに税理士を変えられることもできます。図Gに一人の税理士にすべての税目を依頼したときと、複数の税理士を目的別に使い分けたとときの比較をまとめました。

人としてウマが合うのかどうかはもちろん重要ですが、その前に「誰に・何を」頼むべきなのか？ご自身のリクエストに応える力があるの

図G 税理士1階建て・2階建て比較

	顧問税理士1人 (現状のまま)	顧問税理士複数
税理士報酬(一見すると)	安い	高い
税理士報酬(実際)	契約を見直し得意分野に絞ると下がる可能性大	作業を分担するため総額は変わらない可能性も
税理士側から見ると	不得意分野の作業を行う必要がある(解約リスク高)	不得意分野の作業を行う必要がない(解約リスク低)
顧問税理士間のセカンドオピニオン機能	なし	あり(依頼者も税理士も双方安心)
税理士の死亡・廃業・被災による税務処理の停滞リスク	分散不可	分散可

かどうかを見極め、整理するところから始める必要があります。

家族が集つ夏 今こそ相続対策を考えましょう

今年も7月1日に「路線価」の発表がありました。相続税や贈与税における土地評価の基礎となる数字（＝課税の基礎となる数字）ですから時価ほどは乱高下しませんが、地主・家主の皆様としては、やはり動向が気になるかと思えます。

「相続対策を」「相続税の試算を」と時期や状況に適さない提案を持ちかける相続専門事務所もあります。一般的には路線価発表後の今が一つのタイミングです。親子で集まる機会の多い夏ですから、無策に「ひとまずシミュレーション」も良いですが一家の財産は一家で守る、という前提に立って、息子さんや娘さんも巻き込んで路線価の確認・不動産の現状を共有するところから始めてみるのはいかがでしょう。現状分析を行うことで、今後打つべき対策が明らかになります。もちろん私もサポートさせていただきます。ぜひお声がけください。